

# 保育委託契約書

(なないろ保育園利用契約書)

\_\_\_\_\_ (以下「保護者」と言います) と、株式会社なないろ保育園 (以下「当社と言います」) 及び運営する「なないろ保育園 (以下「当園」と言います)」は、当園を利用する園児 (以下「園児」と言います) の保育について、以下のとおり委託契約を締結しました。

## 第1条 (契約の目的)

当園は、児童福祉法、保育所保育指針、家庭的保育事業ガイドライン、認可外保育施設指導監督基準の趣旨に従い、園児が安心して生活できる保育を提供し、保護者は、当園に対して園児の保育に対する料金を支払います。園児の健やかな成長を支援するため、保護者による養育と当園での保育は互いに協力し合います。

## 第2条 (保育の場所)

保育の提供場所は、東京都豊島区池袋4-34-5データバンビル1階「なないろ保育園」とします。

## 第3条 (保育サービスの内容)

- 当園は、児童福祉法、保育所保育指針、家庭的保育事業ガイドライン、認可外保育施設指導監督基準等に沿って、園児の発達に必要な保育サービスを提供します。
- 保育サービスの詳細は入園時お渡し資料に定めるとおりとします。

## 第4条 (保育の記録)

- 当園は、園児の保育内容記載した諸記録を作成し、契約終了後または契約の解約後も、当園で定める必要年数の間、これを保管いたします。なお、保管期間終了後は、シュレッダー等を利用して破棄いたします。
- 保護者は、保護者が養育する園児の前項の記録について、当園の運営に支障のない範囲で、閲覧することができます。

## 第5条 (申込手続き)

- 当園へ申込した結果、利用決定通知を受領した保護者は、当園の利用開始に必要な書類を作成し、当園へ提出します。
- 当園は、保護者が提出した書類および費用の納入に不備がある場合は、園児の利用を断ることができます。
- 入会手続きに必要な書類及び費用の納入先については、入園時お渡し資料のとおりとします。

## 第6条 (契約期間)

- この契約期間は、\_\_\_\_\_年 月 日から (1ヶ月更新) 月極保育とします。
- 前条の契約期間中に中途解約する場合、解約を希望する月末が契約終了日となります
- 契約を中途解約する場合は、解約を希望する日の属する月末から起算しての45日より前に、保護者から当園に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約解除を希望する月の翌月分の利用料金 ( \_\_\_\_\_ 円) を申し受けます。  
※例 7月20日で契約解除を希望する場合、7月末日契約終了の扱いとなるため6月16日までに退園届を提出していただくこととなります。また、今までの年齢による1ヶ月分の保育料を申し受けます。

## 第7条（契約時間）

- 1) 基本時間帯は、次の各号のとおりとします。
  - (ア) 8：00～18：00
- 2) 利用時間の延長は、次の各号のとおりとします。
  - (ア) 早朝延長 : 7：30～8：00
  - (イ) 延長保育 : 18：00～21：30
  - (ウ) 特別延長保育 : 7：30～21：30の時間以外の保育、必要に応じ別途詳細を定め、各御家庭にお伝えすることとします。
- 3) 本条の契約利用時間等は、必要に応じ別途詳細を定め、各御家庭にお伝えすることとします。

## 第8条（料金）

- 1) 保護者は、当園による保育サービスの対価として、次の各号に定める料金を当園に支払うものとします。
  - (ア) 入園料 10000 円
  - (イ) 年間登録料 5000 円
  - (ウ) 月極利用料 46000 円～56000 円（年齢によって料金差があります）※（ウ）の料金は、基本時間帯のうち8時間以内の利用のみの場合。  
※ 延長料金に関する詳細は、当園料金表に定めるとおり。
  - (エ) その他、延長保育等の随時必要な料金。
- 2) 前項の料金は、原則として月単位で精算することとします。
- 3) 本条の詳細については入園時お渡し資料でご確認ください。

## 第9条（料金の支払い）

- 1) 利用初月の料金は、保護者が当園の専用月謝袋に入れ、現金で入園手続き時又は手続き後3日以内に当園に支払います。
- 2) 保護者は、翌月の月極保育料を当月末日までに、当園の職員へ月謝袋に入れ支払います。月の途中で契約開始・または契約解除する場合においても同額とします。

## 第10条（契約の解約）

- 1) 保護者の事情等で当園を中途解約する場合、退所日の属する月末から起算しての45日前までに、当園長に書面（退園届書）にて申し出るものとします。
- 2) 保護者による退所の申し出が前項に定める期間以降にあった場合、保護者は契約を解除する翌月分の月極利用料（今まで支払っていた年齢によった1ヶ月分の保育料）を当園に支払うものとします。
- 3) 保護者は、次の各号に該当する場合、書面にて当園に通知することにより、この契約を解除することができます。
  - (ア) 当園が正当な理由なく、園児の保育を拒絶した場合
  - (イ) 当園が守秘義務に反した場合
  - (ウ) 当園が法令等の社会的義務に反した場合
  - (エ) 当園が園児または保護者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
  - (オ) 当園が破産した場合
- 4) 当園は、閉所や休所などやむを得ない状況がある場合、保護者に対して必要な予告期間（原則として、1ヵ月間）をおいて文章で明示し、口頭で説明したうえでこの契約を解除することができます。
- 5) 当園は、次の各号に該当する場合、書面にて保護者に通知することにより、この契約を解除することができます。
  - (ア) 保護者が本契約第9条に定める料金の支払いを遅延した場合で、催告期間（30日間）を経

過しても支払いがない場合

- (イ) 保護者が当園の施設および当園の近隣地域、保育に従事する職員または他の利用者（園児、保護者）に対して、重大な背信行為を行った場合
- (ウ) その他、前号（ア）、（イ）以外に、当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健やかな成長を妨げると判断した場合

#### 第11条（秘密保持）

- 1) 当園および当園に従事する職員は、本契約にもとづく業務におけるやり取りで知り得た、園児・保護者およびその家族の情報を秘密として扱い、法令に基づく要請を除き、許可なく第三者への提供はいたしません。職員の守秘義務は退職後においても同様の扱いとします。
- 2) 当園は、保育所の運営管理において、個人情報の安全管理に努め不注意・過失による、情報の漏えい・紛失・滅失がないようにします。個人のプライバシーの侵害がないように配慮し、適切安全に管理します。
- 3) 小学校、他の特定教育・保育施設、地域型保育事業を行う者その他の機関に対して、子どもに関する情報を提供する際、あらかじめ文章により当該子どもの保護者に同意を得ます。

#### 第12条（緊急時の対応）

- 1) 当園は、保育中に園児の身体に急変が生じた場合又は37.5度以上の熱があるなど、その他必要があると判断した場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医 又は嘱託医に連絡をとるなどの必要な措置を講じます。
- 2) 保育中に園児が怪我をした場合は、職員が保護者に対して説明を行うこととします。
- 3) 保育中に園児が重大な事故、重篤な状況になった場合、保護者に早急にお迎えを要請するとともに、緊急対応に必要な関係各所（救急病院、行政等）にも連絡し、連携をして対処することとします。

#### 第13条（損害賠償）

当園は、保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼしたときは、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

#### 第14条（相談・苦情の対応）

当園は、相談・苦情対応の窓口を設置し、保育に関する相談、事業全般に係る要望、苦情等に対して、当園の運営に関して合理的な範囲で、誠実かつ、迅速に対応します。

#### 第15条（本契約に定めのない事項）

保護者および当園は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。ただし、本契約に定めのない事項及びその解釈に疑義の生じた事項については、児童福祉法、保育所保育指針、認可外保育施設指導監督基準等の法令の定めを尊重し、保護者と当園が、誠意をもってこれを協議の上、都度決定するものとします。

#### 第16条（裁判管轄）

この契約にあたり、やむを得ず訴訟を行う場合は、当園の所在地を管轄する裁判所を第一裁判所とします。

#### 第17条（重要事項説明の確認）

本契約の締結にあたり、当園は保護者に対し、重要事項を定めた書類及び説明を行い、保護者はそ

の内容を了承したものとします。

本契約成立の証に、保護者は本書2通を当園に持参し、保護者、および当園が記名捺印の  
うえ、各々その1通を保有するものとします。

年 月 日

保護者（母）

住 所 〒 -

氏 名 ⑩

保護者（父）

住 所 〒 -

氏 名 ⑩

施 設 名 保育事業所「なないろ保育園」

運 営 者 株式会社なないろ保育園

住 所 〒171-0014

東京都豊島区池袋4-34-5データバンビル1階なないろ保育園内

電 話 03-3986-0717

代 表 者（代表取締役）田島 雄 ⑩